

三重県議会
選挙区及び定数に関する在り方調査会

中間報告（論点整理）

令和2年3月

目次

1	はじめに	1
2	人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割について	2
	論点 1 : 県の役割をどのように考えるか	2
	論点 2 : 県議会の役割をどのように考えるか	5
	論点 3 : 議会の代表性をどのように考えるか	7
	論点 4 : 「地域代表」をどのように考えるか	10
3	三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について	14
	(1) 公職選挙法について	14
	(2) 一票の平等性について	14
	(3) 選挙の実効性・競争性について	15
	(4) 選挙制度と県の政策決定との関係について	15
4	おわりに	16
資料 1	選挙区及び定数に関する在り方調査会 委員名簿	17
資料 2	選挙区及び定数に関する在り方調査会 検討経過等	18

1 はじめに

「選挙区及び定数に関する在り方調査会」（以下「調査会」という。）は、三重県議会基本条例第13条第1項の規定に基づく調査機関として、三重県議会における選挙区及び定数の在り方について調査するため、令和元年6月28日に設置された。

調査会は、学識経験を有する者8名で構成（資料1参照）されており、三重県議会における選挙区及び定数の議論に資するため、専門的・学術的な観点から、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割を示したうえで、一票の較差や地域間の均衡等留意すべき論点について調査する役割を担っている。

その後、同年10月7日開催の第1回調査会において、三重県議会議長から調査会に対して、「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」とそれを踏まえた「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」について調査・報告を求める諮問がなされた。

当該諮問を受け、調査会においては、令和2年2月を目途に、「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」に関する中間取りまとめを行うこと、また、同年8月を目途に、それを踏まえた「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」に関する最終報告を行うことを決定し、これまで計5回の会議を開催し、委員間で協議を重ねるとともに、令和元年12月1日から2日にかけてと令和2年1月28日の2回にわたって、三重県内の現地調査を実施してきたところである（資料2参照）。

そうした中、各委員から様々な意見や考え方の提示があったことから、現時点で調査会としての一定の方向性を示すものではなく、今後の最終報告に向けた議論をより充実したものとするために、これまで提示された意見や考え方を整理した「論点整理」として、中間報告をまとめたものである。

2 人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割について

「2 人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」については、これまでの調査を踏まえて、次の4つの論点に整理をした。

論点1：県の役割をどのように考えるか

論点2：県議会の役割をどのように考えるか

論点3：議会の代表性をどのように考えるか

論点4：「地域代表」をどのように考えるか

また、それぞれの論点を検討するに当たっての観点を「○」で示し、それぞれの観点についての具体的な考え方を「・」で示している。

なお、「・」については、相互に調整をした調査会の結論としての考え方ではなく、今後の議論をより充実したものとするために、多様な意見や考え方を関連する項目ごとに幅広く記載したものである。

論点1：県の役割をどのように考えるか

<論点1を検討するに当たっての観点>

- 人口減少の進行等に伴い、今後の県の在り方や役割がどのようになるのかという観点から検討してはどうか。
- ・ 人口減少の問題には、全体として人口が減少するという問題だけではなく、人口の地域間格差の拡大が生じているという問題もあることを踏まえて、検討していく必要があるのではないかと（参考1参照）。
 - ・ 地方自治法上、都道府県は、「広域」、「連絡調整」、「補完」に関する事務を処理することとされているが、人口減少の進行に伴い、それらの役割がどのように変化するのか、どの役割が重要になってくるのかを整理してはどうか（参考2参照）。
 - ・ 人口減少への対応としては、人口減少の厳しい地域を優先するという考え方もある一方で、人口の集中する地域における雇用や産業の安定を優先的に図るという考え方もあり得る。
 - ・ 人口減少に伴い生じる様々な課題に対して、特にどういう分野で、どういう県の役割が重要になってくるのかという例示はできるのではないかと。例えば、医療・介護や産業・雇用の面で県の役割が重要になってくるという例示は、挙げてみてはどうか。

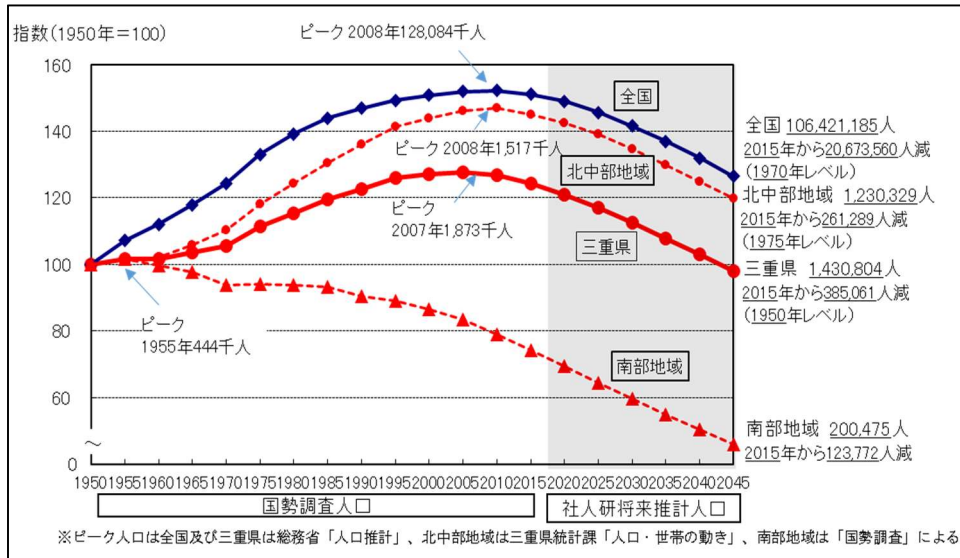
- ・ 人口減少の著しい南部地域においては、地域間の均衡を図る意味でも、産業振興、交通政策、防災などの面で県の役割が重要になってくるのではないか。
- ・ インフラ整備などハード面での役割については、人口減少に伴って縮小していくという考え方もあるのではないか。ソフト面での役割とハード面での役割とで考え方が異なってくるのではないか。
- ・ 今後の県の在り方等を定めることは県議会の役割であるため、調査会においては、そういった県の在り方等を考えるべき今後の県議会の在り方を検討するのではないか。
- ・ 調査会において、今後の県の在り方等まで検討することは困難ではないか。県の在り方等を検討するとしても、どの程度、どの範囲まで検討するのか整理しておく必要があるのではないか。
- ・ 県の役割については、県で策定している総合計画等を前提に議論することができるのではないか。
- ・ 具体的な県の在り方等まで検討せずとも、一定の考えられる方向性を示したうえで、議会の在り方等を検討することはできるのではないか。
- ・ 人口減少に対しては様々な対応が考えられる中で、その方向性をどのように考えるかによって、議会の在り方等の考え方も変わってくるのではないか。

○ 人口減少の進行等に伴い、県と市町の役割がどのようなになるのかという観点から検討してはどうか。

- ・ 今後の自治体行政の在り方としては、県と市町間における「垂直補完」の進展や、市町間における「水平補完」の進展ということが考えられるのではないか。県と市町間における「垂直補完」による県の役割の変化のほか、市町間における「水平補完」の進展も広域自治体としての県の役割に影響を与えるのではないか。
- ・ 今後、人口減少が進む市町においては行政基盤が脆弱になり、そのときには、これまで市町が果たしてきた役割を県が補完するなど、広域自治体としての県が果たすべき役割が大きくなる可能性があるのではないか。

【参考 1】

- ・ 三重県の人口は 2007 年の 187 万人をピークに減少に転じ、2045 年には 143 万人にまで減少することが見込まれている。
- ・ 2015 年人口と 2045 年推計人口を比べたときの人口減少率は、三重県全体では 21%であるところ、地域別にみると、北中部地域では 17.4%、南部地域では 37.5%となるが見込まれている。



(令和元年7月16日「令和元年度第2回三重県地方創性会議・検証部会」配付資料より引用)

- ※「北中部地域」…津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町（9市7町）
- ※「南部地域」…伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町（5市8町）

【参考 2】

◎地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

〔地方公共団体の法人格及び事務〕

第二条

- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。

論点2：県議会の役割をどのように考えるか

<論点2を検討するに当たっての観点>

- 人口減少の進行等に伴い、県議会の基本的な在り方や役割がどのようになるのかという観点から検討してはどうか。
- ・ 県議会はデモクラシー（民主主義）の担い手として、首長との均衡及び相互けん制のもとに、チェックアンドバランスの機能を果たす役割があると考えられる。また、県議会は、「代表機能」、「行政監視機能」、「政策形成機能」といった役割を有すると考えられる。
そうした機能や役割が、人口減少の進行等に伴ってどのようになるのか検討してはどうか。
 - ・ 人口減少の進行等があったとしても、県議会の基本的な役割として変わらないものがあるのではないか。
 - ・ 時代を通底して変わらない役割と時代の変化によって変わっていく役割があり、さらには、時代を通じて変わらないために変えなければならないものがあるのではないか。
 - ・ 人口減少の進行等に伴い、今後、議会においてどういった機能が重要となってくるのかという議論はできるのではないか。
例えば、今後、「代表機能」を確保していくうえで今の選挙制度でよいのかどうか、地域振興に関する政策を議会で担うなど「政策形成機能」が重要になってくるのではないかといった考え方があるのではないか。
- 県の在り方や役割が変わってきたときに、県議会の役割も変わってくるのかどうかという観点から検討してはどうか。
- ・ 人口減少の進行等に伴って、県の役割は、大きくなるか小さくなるかは別として、現在とは変わってくるのが想定される。
そのときに、合議機関としての議会が、独任制である首長を県民全体の視点からチェックするという役割は大きくなるのではないか。だからこそ、議会における多元的な代表が重要になってくるのではないか。
 - ・ 人口減少への対応としては、人口減少の厳しい地域を優先するという考え方もある一方で、人口の集中する地域における雇用や産業の安定を優先的に図るという考え方もあり得る（再掲）。そうした考え方をとったときに、どういった議会の在り方があるのかという整理ができるのではないか。

- ・ 今後、人口減少が進む市町においては行政基盤が脆弱になり、そのときには、これまで市町が果たしてきた役割を県が補完するなど、広域自治体としての県が果たすべき役割が大きくなる可能性があるのではないか（再掲）。そうしたときには、県議会に代表されるべき民意・利益も従来とは異なってくるのではないかと。例えば、これまで市町議会で代表されていた民意や利益を県議会で代表するような仕組みも考えていかなければならないのではないかと。
- ・ 広域自治体としての役割の増加は、議会における多元的な代表性の確保に関係してくるのではないかと。

○ 人口減少の進行等に伴う人口の地域間格差の拡大が、広域自治体の議会の代表選出の在り方、議員定数や選挙区の在り方にどのように影響するのかという観点から検討してはどうか。

- ・ 人口の地域間格差が拡大していく状況の中で、人口比例によって選挙区ごとの議員定数を設定しなければ、一票の較差が拡大していくが、人口比例によって選挙区ごとの議員定数を設定すれば、人口の少ない地域の議員数が減り、場合によっては、合区により選挙区の面積が大きくなるという問題も生じるのではないかと。
- ・ 人口の地域間格差が拡大していく状況の中で、人口比例原則に従って選挙区ごとの議員定数を配分すると、人口の少ない地域の議員数が減るなど、一部の地域において代表機能が弱くなるという点が問題ではないかと。

論点3：議会の代表性をどのように考えるか

<論点3を検討するに当たっての観点>

- 県議会は住民に身近な議会・代表となっているのかどうかという観点から検討してはどうか。
- ・ 議会は選挙で選出された者が構成員であって、そういった意味で民主的正統性を有する機関であるから、競争的な選挙が行われているということが重要ではないのか。
 - ・ 無投票当選が生じていることや投票率が低下しているという選挙の実態からすると、県議会は住民に身近な議会にはなっていないのではないのか。
- 合議機関としての議会の在り方は、地域（住民）の利害・関心を代表する集まりというだけでなく、より多元的な代表の集まりであるという観点から検討してはどうか。
- ・ 「選挙区」という制度によって、議員の視点が「地域」に局限されているのではないのか。多元性をどこまで広げられるかということを考えていくべきではないのか。
 - ・ 「地域」という軸だけでなく、「ジェンダー」・「年齢」・「職業」といった多元的な軸が考えられるのではないのか。
 - ・ 県議会議員は「全体の奉仕者」であるから、特定地域、特定ジェンダー、特定年齢、特定職業など特定の利害・関心の代弁者であってはならないのではないのか。
 - ・ 利害関係の軸が実態として存在することを踏まえて議論しないと、その偏りの存在が明示化されず、表面には表れないが強い影響力のある偏りが生じるおそれがあるのではないのか。利害関係の軸の存在を直視した上で、それを乗り越える制度でなければならないのではないのか。
- 代表性や多元的な利害の反映状況の検討に当たっては、政治的・行政的・社会的な実態を踏まえる必要があるという観点から検討してはどうか。
- 〔政治的実態〕
- ・ 地域的利害・関心の県政への反映ルートとしては、地元選出県議会議員を通じたもののほか、例えば執行部などを通じたものがあるのではないのか。
 - ・ 県議会議員の側では、どのような利害・関心を代弁していると考えているのか。

〔行政の実態〕

- ・ 県政は、郡部あるいは地方圏市町に対して中心に展開しているのではないかと。それは、政令指定都市を抱える場合に顕著となるが、三重県においても、職員配置や公共工事の予算規模からみると、人口相対的には、都市部に対する施策より南部地域に対する施策の方が大きいといえるのではないかと。そのような場合に、選出区域によって県議会議員の役割の大きさも変わるものなのか。

〔社会的実態〕

- ・ 人口比例原則によると、南部地域の大幅な人口減少が予想される中では、一般的には当該地域の議員定数が減少し、また、高齢化の進展に伴うシルバーデモクラシー（有権者に占める高齢者の割合が増加し、高齢者の政治への影響力が大きくなること）の課題も生ずるのではないかと。将来の人口動向も踏まえて人口比例原則という制度を考える必要があるのではないかと。
- ・ 人口減少によって、一人ひとりの多様性や個性が大事になってくるのではないかと。その意味で、個人の意見の反映ということも重要になってくるのではないかと。
- ・ ジェンダー、年齢、世帯構成、所得、職種、職業、業界、雇用形態、出身地、成育環境、文化、学歴など社会的に異なる実態があり得ることを踏まえる必要があるのではないかと。

○ 現行の選挙区制を前提とした際に、どのように多元的な利害・関心をバランスよく反映できる代表を選出することができるのかという観点から検討してはどうか。

- ・ 一つの考え方として、選挙区を広げて大選挙区に近い形にすることが考えられるのではないかと。また、その前提として、「地域代表」や定数の人口比例に関する問題を議論する必要があるのではないかと。
- ・ 特定の属性にある議員が当該特定の属性の利害・関心だけを代弁しているのかということ、必ずしもそうではないのではないかと。
- ・ 多元的な代表とは、議会における議決が多様な意見を反映しているのかという問題であって、必ずしも、多様な属性の議員が選出されていることにはつながらないのではないかと。
- ・ 現行法を前提としつつも、必要があれば法改正を提案するということも視野に入れて議論しても良いのではないかと。

○ 多元的な利害・関心をバランスよく反映するための議会運営の在り方や議会以外での代替的な代表の手法は考えられないかという観点から検討してはどうか。

- ・ 公聴会や参考人制度の積極的な活用が考えられるのではないか。
- ・ 議会の附属機関等として、地域や外国人、女性の問題など選挙制度では十分に代表することができない声を聞く場を設けることはできないか。
- ・ 議事堂以外の各地域において議会の会議を開催することは考えられないか。
- ・ 代替措置は、県議会の決定で廃止されない保障が必要ではないか。

論点4：「地域代表」をどのように考えるか

<論点4を検討するに当たっての観点>

○ 県議会議員は「地域代表」であるべきなのかどうか、「地域代表」として機能しているのかどうかという観点から検討してはどうか。

〔法的側面〕

- ・ 法的には、地方議会議員が「地域代表」であるということは、明示的には規定されていないのではないかと。他方で、「地域代表」ではないことも明示的には規定されていないのではないかと。
- ・ 憲法15条において、公務員は全体の奉仕者と規定されていることから、制度上は県民全体の代表であって、地域の利害を代表するものではないという整理になるのではないかと。さらにいえば、三重県民全体だけではなく、全国民のことを考えなければならないのではないかと（参考3参照）。
- ・ 県議会議員の定数訴訟に係る最高裁判例において、一定の地域代表性やコミュニティの代表といったことに言及されている意見もあり、法的にまったく無視して良いというものではないのではないかと（参考4参照）。
- ・ 三重県議会基本条例の前文では、「三重県民の代表として選ばれている議員」とあり、「県民全体の代表」に近いニュアンスで規定されているのではないかと（参考5参照）。
- ・ 三重県議会基本条例4条では、「議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し…」とあることから、議員に地域代表たる要素を認めつつ、県民全体の代表たる要素との均衡を図ろうとしているのではないかと（参考5参照）。

〔制度的側面〕

- ・ 市町とは異なり、都道府県議会議員選挙においては選挙区制が採用されており、選挙区内の有権者の支持により当選するということから、県議会議員は「地域代表」としての性格を有するということにつながるのではないかと（参考6参照）。
- ・ 地方自治法80条によれば、都道府県議会議員の解職は選挙区内の有権者の投票によるとされており、選挙区内の有権者の意思によって解職されるということから、県議会議員は「地域代表」としての性格を有するということにつながるのではないかと（参考7参照）。
- ・ 選挙区制と「地域代表」との関係というのは、有権者の意識として「地域代表」として支持しているかどうかによって左右されるものであるから、制度として「地域代表」としての性格を予定しているとまでは言えないのではないかと。

- ・ 国会議員も選挙区制を採用しているが、憲法 43 条において「全国民を代表する」と規定されていることから、選挙区制と「地域代表」としての性格を有することは、つながらないのではないかと（参考 3 参照）。

【実態的側面】

- ・ 県政は空間に対しても機能するが、人が人を代表するのであって、空間という意味での地域を人間が代表することはできないのであるから、「地域代表」とは地域住民という人間集団を人（議員）が代表するという整理になるのではないのか。
- ・ 地域から議員を選出する意味は、当該地域の利益を強調するためにあるのか、議会そのものが地域の情報を集めることにあるのか。「地域代表」の意味するところは何であるのか考える必要があるのではないかと。
- ・ 選挙区という一定の地域（区域）内における住民に選出されていることから、当該地域の住民の声をきめ細かく吸い上げ、県議会における審議に反映させるという意味はあるのではないかと。
- ・ 選挙区は議員を選ぶために機械的に線引きされた「区域」であり、文化や歴史、地理など社会的な背景を有する一定のまとまりである「地域」とは異なるものと考えられるが、選挙区から選出された議員を「地域代表」と考える向きもある。「地域代表」や選挙区について考える際には、「区域」と「地域」という概念を念頭に議論してはどうか。
- ・ 「地域代表」という発想に立つ限り、県議会議員全員が地域利害を反映しようとするれば、結果的には、人口の多い地域に偏った政策決定が制度的に予定されるおそれがあるのではないかと。

【参考 3】

◎日本国憲法（昭和 21 年公布・昭和 22 年施行）

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

〔両議院の組織〕

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

【参考 4】

◎最二小判平成 5 年 10 月 22 日

特例選挙区に関する公選法二七一条二項の規定は、社会の急激な工業化、産業化に伴い、農村部から都市部への人口の急激な変動が現れ始めた状況に対応したものであるが、また、郡市が、歴史的にも、政治的、経済的、社会的にも独自の実体を有し、一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえ得ることに照らし、この地域的まと

まりを尊重し、これを構成する住民の意思を都道府県政に反映させることが、市町村行政を補完しつつ、長期的展望に立った均衡のとれた行政施策を行うために必要であり、そのための地域代表を確保することが必要とされる場合があるという趣旨の下に、昭和四一年法律第七七号による公選法の改正により現行の規定となったものと解される。

◎最三小判平成 31 年 2 月 5 日

私は、国政選挙については、人口比例原則を厳格に考えるべきであるとの立場であるが、地方議会選挙については、同原則を重視しつつも、一定程度緩和する余地を認めることができると考えるものである。このような相違は、地方議会議員の役割の性格、すなわち、地方公共団体においては、地方自治の本旨に基づく住民自治の観点に立った行政の遂行が期待されるところであるから、地方議会議員については、国会議員が全国民 (people) の代表としての行動を期待されるのとは異なり、その選挙区である地域 (community) の代表という色合いが濃くてしかるべきであることをその根拠とするものである。(林景一裁判官 意見)

【参考 5】

◎三重県議会基本条例（平成 18 年三重県条例第 83 号）

〔前文〕（抄）

（前略）また、住民が自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三重県民の代表として選ばれている議員と知事は、それぞれが県民の負託にこたえる責務を負っている。（後略）

（議員の責務及び活動原則）

第四条 議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする。

【参考 6】

◎公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第二百七十一条 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

【参考7】

◎地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔議員の解職の請求とその処置〕

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

- ③ 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の人選の投票に付さなければならない。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。

〔請求に基づく議員又は長の失職〕

第八十三条 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

3 三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について

第1回調査会から第5回調査会では、「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」を中心に議論を行ったが、その中で、「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」に関する意見や考え方も提示された。

「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」については、今後あらためて議論を行うものであるが、現時点での委員意見について、次のとおり整理する。

(1) 公職選挙法について

- ・ 公職選挙法の解釈等について、検討する必要があるのではないかと。
 - ① 郡市単位の選挙区制から市町単位の選挙区制に改正された趣旨
 - ② 選挙区を設ける場合において、「行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」とされている趣旨（公選法 15 条 7 項）
 - ③ 選挙区ごとの議員の数を定める場合の「人口比例」と「特別の事情」や「地域間の均衡」の考え方（公選法 15 条 8 項）
 - ④ いわゆる「特例選挙区」に関する規定の趣旨（公選法 271 条） 等
- ・ 「特別な事情」があるときは「地域間の均衡」を考慮して各選挙区の議員数を定めることができるという規定（公選法 15 条 8 項ただし書き）について、どのような事情を「地域間の均衡」として考慮できるのか。また、どの程度の議員一人当たりの人口較差なら、「地域間の均衡」を考慮した定数配分として許容されるかを、検討する必要があるのではないかと。
- ・ 現行法を前提としつつも、必要があれば法改正を提案するという事も視野に入れて議論しても良いのではないかと。（再掲）

(2) 一票の平等性について

- ・ 現在の定数や選挙区を変更しなかった場合に、2045 年推計人口に基づく一票の較差がどのようなになるのかシミュレーションをしてはどうか。
- ・ 一票の平等性としては、政治的な参加の平等性と社会的な帰結の平等性がある。調査会において、そのどちらが正しいのかを決めることは難しいのではないかと。
- ・ 政治的な参加の平等性について考えたときには、必ずしも議員数を減らさなければならないわけではなく、コストを他で減らすこと等により議員数を増やすことで、それを確保するということもあり得る。また、社会的な帰結の平等性について考えたときには、例えば議員数が減ったとしても、それに代わる代替措置を講ずることで、それを確保するということもあり得るのではないかと。

(3) 選挙の実効性・競争性について

- ・ 制度面だけでなく、無投票当選が生じていることや投票率が低い状況にあることなど選挙の実態面から、選挙の実効性の確保に関する議論をしてはどうか。
- ・ 一人区の無投票率が高いなど、選挙の競争性が低いという状況がある中で、立候補のしやすさ等に関する議論をしてはどうか。
- ・ 例えば、各地域に一人は県議会議員がいた方が良いと主張した際に、一人区が増えても良いのかどうか、その関係性を整理する必要があるのではないか。

(4) 選挙制度と県の政策決定との関係について

- ・ 県議会は県の政策を決定する機関であることから、県議会の制度（選挙制度など）の選択が、あらかじめ県政の方向性を決めてしまうような暗黙・潜在的な政策指向性を有することのないように留意する必要があるのではないか。

4 おわりに

調査会では、これまで諮問の前半部分の「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割」を中心に議論を行ってきた。

なお、県議会を取り巻く課題としては、地域ごとに異なる程度で進みつつ、全体としても生じるであろう「人口減少」だけではないと考えられる。課題の設定によって、県議会の在り方等の検討に影響を与える可能性があることから、「人口減少」に焦点を当てながら、それに留まらず幅広く議論を行ってきたものである。

今後、中間報告（論点整理）を踏まえて、さらに議論を深めていくとともに、最終報告の策定に向けて、後半部分の「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方」について、本格的な調査を進めることとする。

資料 1 選挙区及び定数に関する在り方調査会 委員名簿

令和 2 年 3 月 1 2 日現在
 (五十音順 (座長を除く)、敬称略)

	氏 名	役 職 等
座長	かな い とし ゆき 金 井 利 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	いそ ざき はつ ひと 磯 崎 初 仁	中央大学法学部教授
委員	いわ さき み き こ 岩 崎 美紀子	筑波大学人文社会系教授
委員	おお はし まさ はる 大 橋 正 春	弁護士
委員	か とう かず ひこ 加 藤 一 彦	東京経済大学現代法学部教授
委員	たか はし ひで ただ 高 橋 秀 禎	全国都道府県議会議長会事務局次長
委員	たに ぐち なお こ 谷 口 尚 子	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科准教授
委員	はら だ ひろ き 原 田 大 樹	京都大学法学系(大学院法学研究科)教授

資料2 選挙区及び定数に関する在り方調査会 検討経過等

年月日	調査会等	概要
令和元年 6月28日	本会議	「選挙区及び定数に関する在り方調査会」を議決により設置
10月7日	第1回調査会 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書の交付 ・ 三重県の選挙区等の状況について ・ 調査の進め方について
11月14日	第2回調査会 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議運営等について ・ 現地調査について ・ 「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割について」の論点整理について
12月1日 ～2日	第1回現地調査 (南伊勢町、大台町、尾鷲市、熊野市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南部地域の地理的状況等の確認 ・ 人口減少時代における課題やそれへの対応、県と市町の関係等の聴取
12月9日	第3回調査会 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回現地調査の報告について ・ 「人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割について」の論点整理について
令和2年 1月28日	第2回現地調査 (四日市市、桑名市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部地域の地理的状況等の確認 ・ 当該地域における課題やそれへの対応、県と市町の関係等の聴取
1月30日	第4回調査会 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回現地調査の報告について ・ 中間取りまとめ骨子について
2月18日	第5回調査会 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告（論点整理）（案）について

